	6　空中線電流によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号第２項によるものとする。 7　空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあっては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 8　通過形電力計を用いて空中線電力の測定を行う場合であって、反射電力の測定が可能な場合は、その値を併せて測定する。	
6　隣接チャネル漏えい電力	1　原則として全ての周波数ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあっては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 2　測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
7　変調特性	指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の１周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。 なお、航空局及び海岸局の無線設備であって、主搬送波の型式が振幅変調のものにあっては、変調度を測定する。	基準に適合しないときは、「不可」とする。
8　送信パルス特性	設備規則第45条の12の６第４号に掲げる無線設備にあっては、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定するパルス幅、立ち上がり時間、立ち下がり時間及びパルス間隔（それぞれ時間）を測定する。	基準に適合しないときは、「不可」とする。
9　受信感度	海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空局（ＨＦ、ＶＨＦ及びＵＨＦ通信装置に限る。）の無線設備にあっては、受信可能な周波数のうち、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。	基準に適合しないときは、「不可」とする。
10　選択度	次に掲げる無線設備にあっては、受信可能な周波数のうち、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。 1　ＨＦ、ＶＨＦ及びＵＨＦ通信装置（航空局に限る。） 2　無線航行陸上局の無線設備	基準に適合しないときは、「不可」とする。
11　安全施設		
⑴　電波の強度に対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第２号の３の２に定める電波の強度の値と比較する。	電波の強度が基準値を超えるときは、「不可」とする。
⑵　高圧電気に対する安全施設の施設状況	1　高圧箇所が露出して人体に危害を及ぼすおそれがあるかどうか調べる。 2　空中線、給電線、カウンターポイズが垂下して人体に危害を及ぼすおそれがあるかどうか調べる。	不適当と認められるときは、「不可」とする。
⑶　空中線の保安施設の施設状況	空中線における避雷器又は接地装置（カウンターポイズを含む。）の有無及びその適否を調べる。	設置していないとき、又は正常に動作しないときは、「不可」とする。
⑷　保護装置の施設状況	設置の有無及び動作の良否を調べる。	設置していないとき、又は正常に動作しないときは、「不可」とする。

注１　電気的特性の検査については、できる限り擬似空中線回路を使用し、又はシールドルーム内において検査を行うこと。

注２　送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第４条第２号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度及び隣接チャネル漏えい電力の強度検査を省略することができる。

注３　本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

三　総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
1　通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地に通信を行う。 ⑴　通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定 ⑵　感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無 ⑶　無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否	正常に機能しないときは、「不可」とする。
2　複数の伝送ルートを有する場合には、通信の相手方ごとに代表的な周波数を選定し、実地通信を行う。 ただし、単一通信路の固定局にあっては、代表的な通信の相手方を選定する。	正常に機能しないときは、「不可」とする。
3　監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。	正常に動作しないときは、「不可」とする。

注　本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。